★申込書２枚と封筒２枚が入っています。ご確認ください。

足立区

令和８年１１月

# 都営住宅<br>区営住宅 入居者募集のしおり



## 都営住宅（地元割当）

**単身者向・家族向 … 13戸**（６ページ）

●入居予定　令和９年６月以降

## 区営住宅

**単身者向…１戸**（７ページ）
**家 族 向…５戸**（７ページ）
**居室内で病死等があった住宅（家族向）…１戸**（７ページ）
**定期使用住宅…若干**（19ページ）

●入居予定　令和９年４月以降

**★単身者向（定期使用住宅を除く）は申込書配布期間までに足立区内に継続して３年以上居住**し、**区営住宅家族向は申込書配布期間までに足立区内に継続して１年以上居住**していなければ、申込みできません。

●この募集は、足立区に居住している方を対象にしています。都営住宅（地元割当）と区営住宅の２種類あります。
●都営住宅地元割当申込用（緑色）と区営住宅申込用（黄色）の２種類の申込書・封筒が入っています。資格があれば、それぞれ１地区ずつ申込むことができます。
●**都営住宅（地元割当）・区営住宅へ入居するには一定の資格が必要です。**８ページ以降をご覧ください。
●令和８年１１月２日～１１日の都営住宅公募に申込まれた方も、この募集に申込むことができます。

## 申込書配布期間　令和8年11月19日(木) ～ 27日(金)

（土・日・祝日を除く）

## 申込書受付期間　令和8年11月19日(木) ～ 30日(月)

● 郵送の場合は、**１１月３０日（月）までの消印有効**
● 足立区役所　中央館４階　住宅課に持参の場合は、**１１月３０日（月）午後５時まで**（土・日・祝日を除く）

## 抽せん日

**令和8年12月14日(月) 午前10時から**（30分程度）
**足立区役所　中央館4階　401会議室**

● 抽せん番号の通知の発送は**１２月８日（火）頃**です。
● 抽せん結果の通知の発送は**１２月２１日（月）頃**です。
● 抽せん会への出欠は当落に一切影響ありません。
※手話通訳をご希望の方は、12月4日（金）までにお申し出ください。

**問い合わせ先**

**足立区　住宅課　住宅管理係**
【午前 8 時 30 分から午後 5 時（土・日・祝日休）】
TEL 03(3880) 5938　FAX 03(3880) 5615

※この募集のしおりは、申込みの結果が届くまで（抽せんに当せんされた方は入居まで）保管してください。

**都営住宅・区営住宅とは、**住宅に困っている方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。入居に際して、民間の賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が設けられていますので、この募集のしおりをよくお読みになったうえでお申込みください。

# 今回の募集について

抽せんにより**都営住宅（地元割当）**または**区営住宅**の使用予定者となる方を決めるための募集です。抽せんで当せんした方を資格審査対象者とし、さらに資格審査に合格した方が**都営住宅（地元割当）**または**区営住宅**の使用予定者となります。

なお、**都営住宅（地元割当）**は、東京都から足立区に募集を割り当てられた住宅で、東京都住宅供給公社が管理し、**区営住宅**は足立区で管理しています。

# 申込み方法

① 申込書に必要事項を記入してください。（記入例：４～５ページ）

② 申込書の右側にあるはがきの２か所に８５円切手をはってください。
※はがきを切り離さないでください。
※切手をはっていないもの、料金が不足しているものは、抽せん番号・抽せん結果の通知ができませんが、申込書に不備がなければ抽せんはいたします。

③ 申込用封筒に申込書を入れ、１１０円切手をはって郵送、または足立区役所中央館４階住宅課へ持参してください。 なお、郵送で郵便料金の不足の場合は受け取りできません。また、申込書が届いたかどうかのお問い合わせにはお答えいたしません。
※郵送の場合で申込用封筒を紛失した場合は、お手持ちの封筒に「〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 足立区役所住宅課宛」と記載して郵送してください。なお、郵便料金不足の場合は受け取りできませんので、封筒サイズ等郵便料金にご注意ください。

# 申込みにあたっての注意

① 申込みは、募集別（都営（地元割当）・区営）にそれぞれ**１世帯につき１通のみ有効**です。それぞれ１世帯で２通以上の申込み（重複申込）をしたとき、同一人の氏名を 2 通以上の申込書に記入したとき（同居親族欄に記入しているものも含む）、**すべての申込みが無効**となります。
※婚約者との申込みは婚約者を含めて１世帯となります。

② 複数の申込地区に○を記入した場合、または未記入の場合、**その申込みが無効**となります。

③ 申込み後、地区、申込者、同居親族の変更はできません。また、理由を問わず申込書等は返却しません。

④ 証明書類（源泉徴収票、住民票の写し、診断書、申立書など）を添付する必要はありません。抽せん後、資格審査のときに提出していただきます。

⑤ 他の公営住宅の募集などで、すでに合格・登録されている方は、原則として申込めません。また、他の募集で先に合格・登録となった場合も、今回の募集は自動的に失格となります。

⑥ 都営住宅等の所得基準を超過すると申込みはできませんので以下の住宅への申込みをご検討ください。
（参考） 都民住宅（東京都住宅供給公社都営住宅募集センター）℡03（3498）8894
ＵＲ賃貸住宅（独立行政法人 都市再生機構） ℡0120（411）363

⑦ 以前、都営・区営住宅にお住まいであった方または現在お住まいの方で、都営・区営住宅使用料等に未納分のある方は、資格審査のときまでにお支払いいただきます。

⑧ 資格審査対象者となった方で、死亡により入居人数が減少した場合は、住宅・間取りが変更になることがあります。

⑨ みなさんの入居決定後に、氏名、入居日、部屋番号を自治会の役員にお知らせすることがあります。

## こんなときは…

①**「申込み後、住所が変わった。」**
最寄の郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果の通知を受け取れるようにしてください。
**※審査対象者・補欠者となった場合、住宅課住宅管理係へ連絡してください。Tel 03(3880)5938**

②**「抽せん番号の通知が送られてこない。」**
切手のはり忘れや料金不足、あて先不明などがあると通知は発送できませんが、申込書に不備がなければ抽せんの対象になります。

③**「抽せん結果の通知が送られてこない。」**
令和９年１月１２日以降に、申込地区番号を確認のうえ、下記へお問い合わせください。

④**「当せんしたのに資格審査の書類が送られてこない。」**
令和９年１月１９日までに資格審査の書類が届かない場合、下記へお問い合わせください。なお、通知で指定した期限までに書類の提出や連絡がない場合は、失格となります。
足立区　住宅課　住宅管理係　℡　03（3880）5938

# 申込みから入居まで

## ～申込みから抽せんまで～

### 申込書配布期間
**１１月１９日（木）～ ２７日（金）**

### 申込書受付期間
**１１月１９日（木）～ ３０日（月）**
※ 郵送の場合、１１月３０日までの消印有効。
※ 住宅課に持参の場合、１１月３０日午後5時まで

### 抽せん番号の通知
**１２月８日（火）頃、発送予定**
※ 無効の場合、その理由を明記して通知します。

### 公開抽せん
**１２月１４日（月）午前１０時から**
**（３０分程度）**
**足立区役所　中央館４階　401会議室**
※ 抽せん会への出欠は当落に一切影響ありません。
※ 抽せん結果の公表
- 抽せん後～令和９年１月８日（金）
  区役所中央館４階住宅課に掲示予定。
- １２月１６日（水）～１２月２２日（火）
  各区民事務所に掲示予定。
- １２月１５日（火）～令和９年１月８日（金）
  足立区ホームページに掲載予定。
  (https://www.city.adachi.tokyo.jp/)

### 抽せん結果の通知
**１２月２１日（月）頃、**発送予定
※ 抽せん結果のはがきが届かない場合は、
令和９年１月１２日以降にお問い合わせください。

**落せん**

### 当せん（資格審査対象者）

**◇補欠者の繰り上げ◇**
補欠者は、審査対象者の中から辞退等があった場合、順次繰り上げて審査の通知をします。
※補欠者の辞退等により、審査対象者に欠員が生じた場合は、補欠者の次の番号から順次審査対象者とします。（既に審査を終了した方は除きます。）

## ～資格審査から入居まで～

### 資格審査
資格審査対象者には、令和９年１月中に書類を郵送します。必要書類を持参のうえ、指定日に足立区役所にて資格審査を受けていただきます。

**★この審査に合格しないと入居できません。**
**★提出された書類はお返しいたしません。**

### 合格通知発送
合格通知は、必要書類をすべて提出していただいたあと、２か月以内に発送する予定です。

### 都営住宅資格審査合格者
**住宅のあっせんおよび入居説明会通知書ほか**
足立区から東京都住宅供給公社へ合格者を報告します。
東京都住宅供給公社が使用許可日の約１か月半前に通知します。

### 区営住宅資格審査合格者
入居手続きについて足立区から使用許可日の約１か月前に通知します。

### 入居手続き
使用許可日の約１週間前（都営は約２週間前）

①入居手続きまでに、保証金として住宅使用料の**２か月分**をお預かりします。
②入居にあたり連絡先１か所の届け出が必要です。次のいずれかを満たす必要があります。
- **●個人の場合：日本国内に住所を有する成人で、使用者の入居する都営住宅または区営住宅に同居しない方**
- **●法人の場合：日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人**

### 入居
使用許可日から１５日以内に引越してください。

# 都営住宅(地元割当)の申込書(緑色)の書き方

## ※区営住宅(黄色)もこの見本を参考に記入してください。

見本




# 入居にあたっての留意事項(都営・区営共通)

**<居室について>**

一部補修を行っていますが、キズ・ヨゴレ等がありますことをご承知おきください。

**<住宅使用料・共益費のお支払い>**

住宅使用料・共益費は原則として口座振替となります。

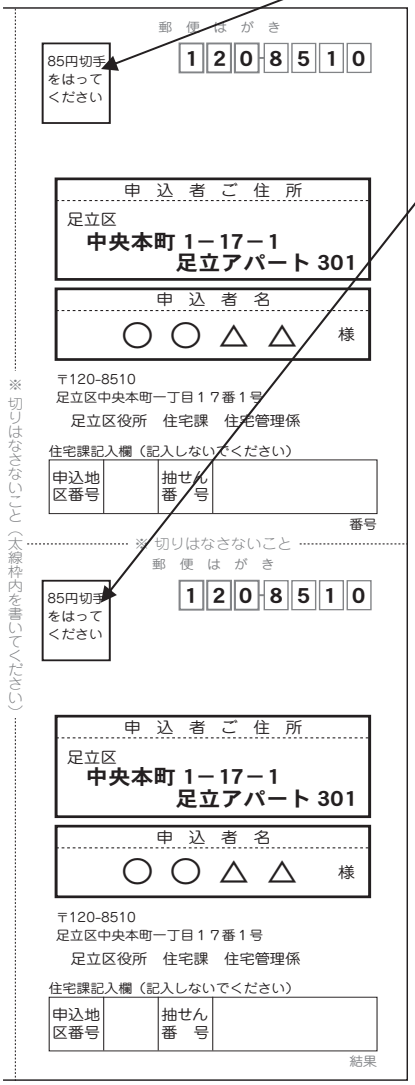
**<自治会等へのお支払い>**

皆様が団地居住者の代表者（例えば自治会など）をとおして、共同で使用する部分（住宅敷地内、廊下、階段、集会所、ゴミ置場、広場など）を維持管理するために支払うものがあります。入居しましたら、すぐ自治会役員等から説明を受けてください。

**<駐車場について>**

都営・区営住宅の駐車場は一部の団地を除き、ありません。団地内の路上駐車は禁止されています。自動車をお持ちの方は団地外に駐車場を確保してください。

切手を２か所はります。
※はってない場合や料金不足の場合、抽せん番号・抽せん結果の通知を発送いたしません。




**申込書の種類をお間違いのないように。**
都営住宅（地元割当）の申込書…緑色の用紙
区営住宅の申込書…黄色の用紙
※両方申込みできます。

**書き間違えたとき**
訂正部分を二重線で消し、余白に正しいものを記入してください。訂正印は不要です。

**８５円切手２枚を忘れずにはってください。**
不足している場合、抽せん番号・抽せん結果の通知を送付いたしません。
**郵送で申込みの方は、申込用封筒にも１１０円切手をはってください。**料金不足の場合受け取りできません。

**ご注意**
申込書の郵送販売および、申込みの代行を行う業者がおりますが、これらの業者は、東京都および足立区とは全く関係ありません。

**※参考　令和８年５月下旬都営住宅（地元割当）・区営住宅入居者募集の応募倍率**

| | 募集戸数 | 応募者数 | 平均倍率 |
|---|---|---|---|
| 都営住宅 | １３ | ２１１ | １６.２ |
| 区営住宅 | １３ | １８６ | １４.３ |

**<犬・猫等の飼育について>**
都営・区営住宅では、ペット（犬・猫等）は飼育できません。

**<修繕について>**
修繕は、東京都または足立区が行う義務があるものと、居住者の負担で行っていただくものがあります。

**<使用承継（名義変更）について>**
都営・区営住宅入居後、使用者（名義人）が都営・区営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、都営・区営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等の定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。**ただし、使用承継許可の対象者は原則として使用者（名義人）の配偶者（内縁関係の方、「足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」もしくは「東京都パートナーシップ宣誓制度」による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方を含みます。正式同居許可を受けている場合に限る）のみになります。**

# 募集する住宅

## 1　募集する住宅について

（1）居室内は、一部補修を行っております。
（2）すべて浴槽付です。
（3）交通機関の「バス停」は、変更になる場合がありますので、ご了承ください。
（4）募集地区一覧の備考欄のバリアフリー仕様は、室内の段差が解消された、浴槽・給湯器付きの住宅です。ほとんどの住宅の浴室･玄関などに手すり等が設置されています。このバリアフリー仕様住宅には、障がい者・高齢者以外の方も申込みできます。

スーパーリフォーム仕様は、昭和４０年代に建設した住宅で内部のリフォーム（間取りの変更、室内段差の解消、設備の改善）を行ったものです。居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。また、スーパーリフォームを実施した年度を記載しています。

## 都営住宅地元割当　緑色の申込書

### 都営住宅の入居時期について　令和９年６月以降の予定です。

※申込地区のほとんどの募集戸数は、現在すでに空いている住戸の数ではありません。今後空く見込みの住戸の数です。よって、申込地区の中で、あき家が発生する都度、登録順位の上位の方からあっせんします。なお、住宅・階数等の指定はできませんのでご了承ください。

| 申込地区番号 | 住宅名（主な所在地） | 募集戸数 | 間取り（専用面積） | エレベーター | 交通機関 | 使用料（円） | 建築年度 | 仕様等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **◎１～２人の世帯の入居で申込みできる地区　※単身可** | | | | | | | | |
| 1 | **宮城第３**（宮城１－５） | 2 | 2DK（33～36㎡） | 有 | JR山手線「田端駅」から都営バス「宮城都営住宅前」下車徒歩約８分 | 16,600～35,600 | 昭和44 | スーパーリフォーム（平成10～15） |
| 2 | **江北一丁目**（江北１－１０） | 1 | 2DK（33～36㎡） | 有 | 日暮里・舎人ライナー「高野駅」下車徒歩約６分 | 16,700～35,900 | 昭和45～46 | スーパーリフォーム（平成15～17） |
| 3 | **西保木間三丁目**（西保木間３－６ほか） | 1 | 2DK（33～36㎡） | 有 | 東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「竹ノ塚駅」から東武バス・都営バス「北保木間」下車徒歩約３分 | 15,000～32,400 | 昭和43～50 | |
| 4 | **鹿浜二丁目**（鹿浜２－３８ほか） | 1 | 1DK（34㎡） | 有 | 東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「西新井駅」から東武バス「鹿浜都市農業公園」下車徒歩約３分 | 18,100～35,700 | 平成25～30 | バリアフリー仕様 |
| **◎２人以上の世帯の入居で申込みできる地区** | | | | | | | | |
| 21 | **扇二丁目**（扇２－３６ほか） | 1 | 2K・2DK（37～40㎡） | 有 | 日暮里・舎人ライナー「高野駅」下車徒歩約４分 | 19,900～43,000 | 平成16～21 | バリアフリー仕様 |
| 22 | **花畑第５**（花畑２－１１） | 1 | 3DK（39㎡） | 有 | 東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「竹ノ塚駅」から東武バス「都立花畑学園」下車徒歩約９分 | 17,600～34,600 | 昭和46 | |
| 23 | **東和四丁目**（東和４－１４） | 1 | 2DK・3DK（39～41㎡） | 有 | JR常磐線・東京メトロ千代田線「綾瀬駅」から東武バス「東和四丁目」下車徒歩約５分 | 20,000～41,800 | 昭和48 | スーパーリフォーム（平成21～22） |
| 24 | **千住桜木一丁目**（千住桜木１－５） | 1 | 2DK（52～53㎡） | 有 | JR常磐線・東京メトロ千代田線「北千住駅」から都営バス・東武バス「千住竜田町」下車徒歩約10分 | 28,200～56,500 | 平成13 | バリアフリー仕様 |
| 25 | **扇一丁目第３**（扇１－２５ほか） | 1 | 2DK（54㎡） | 有 | 日暮里・舎人ライナー「扇大橋駅」下車徒歩約４分 | 28,500～56,200 | 平成11～12 | バリアフリー仕様 |
| 26 | **保木間四丁目**（保木間４－６） | 1 | 3DK（55～61㎡） | 有 | 東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「竹ノ塚駅」から東武バス「保木間」下車徒歩約５分 | 26,700～57,800 | 昭和59 | |
| 27 | **弘道一丁目**（弘道１－２６ほか） | 1 | 3DK（61㎡） | 無 | つくばエクスプレス「青井駅」下車徒歩約14分 | 30,700～60,600 | 昭和60～61 | |
| 28 | **西綾瀬三丁目**（西綾瀬３－２９） | 1 | 3DK（61㎡） | 有 | 東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「五反野駅」下車徒歩約10分 | 31,300～61,400 | 平成元 | |

## 2　住宅の使用料について

（1）募集地区一覧の使用料の欄には、12ページの所得基準表にある一般区分と特別区分の使用料のうち、最低金額と最高金額を記載しています。

（2）記載している使用料は、募集のしおりを作成した時点での額です。入居時には改定されている場合があります。

（3）毎年6月の収入報告により認定された世帯の所得、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて、翌年4月からの使用料を決定します。

（4）所得が一定基準以下の世帯等は、申請により使用料を減額する制度があります。

# 区営住宅　黄色の申込書

**※児童養護施設・自立援助ホーム退所・退所予定者《定期使用住宅》の募集については、19ページをご覧ください。**

**区営住宅の入居時期について**　令和9年4月以降の予定です。

### ◎単身の入居で申し込みできる地区

| 申込地区番号 | 住宅名（主な所在地） | 募集戸数 | 間取り（専用面積） | エレベーター | 階数 | 交通機関 | 使用料（円） | 建築年度 | 仕様等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 51 | **新田三丁目**（新田3－17） | 1 | 1DK（34㎡） | 有 | 6階建の2階 | JR「王子駅」から都バス「新田三丁目」下車徒歩約1分 | 17,900～35,100 | 令和6 | バリアフリー仕様 |

### ◎2人以上の世帯の入居で申し込みできる地区

| 申込地区番号 | 住宅名（主な所在地） | 募集戸数 | 間取り（専用面積） | エレベーター | 階数 | 交通機関 | 使用料（円） | 建築年度 | 仕様等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 61 | **伊興五丁目**（伊興5－10） | 1 | 3DK（61㎡） | 有 | 5階建の1階 | 東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「竹ノ塚駅」下車徒歩約16分 | 30,700～60,200 | 昭和62 | |
| 62 | **伊興町本町第2**（伊興4－12ほか）<br>※令和10年度中に1～2か月程エレベーター改修工事があります。 | 2 | 3DK（55～61㎡） | 有 | 4～5階建の2階 | 東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「竹ノ塚駅」下車徒歩約12分 | 27,500～59,300 | 昭和59 | |

### ◎2～3人の世帯の入居で申し込みできる地区

| 申込地区番号 | 住宅名（主な所在地） | 募集戸数 | 間取り（専用面積） | エレベーター | 階数 | 交通機関 | 使用料（円） | 建築年度 | 仕様等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 71 | **中央本町四丁目**（中央本町4－5） | 1 | 2DK（46㎡） | 有 | 11階建の7階 | 東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「西新井駅」からコミュニティバスはるかぜ「栗島住区センター」下車徒歩約1分 | 24,500～48,200 | 平成28 | バリアフリー仕様 |
| 72 | **新田三丁目**（新田3－17） | 1 | 2DK（39㎡） | 有 | 6階建の2階 | JR「王子駅」から都バス「新田三丁目」下車徒歩約1分 | 20,400～40,100 | 令和6 | バリアフリー仕様 |

## 居室内で病死等があった住宅

**申込み上の注意**　※次の点をご承知のうえでお申込みください。

（1）事故内容の具体的な状況については、お答えできません。

（2）入居後、居室内で病死等があった住宅であることを理由に、他の住宅へ変更することはできません。

（3）居室内で病死等があった住宅であることを理由に、使用料が減額されることはありません。

### ◎2人以上の世帯の入居で申し込みできる地区

| 申込地区番号 | 住宅名（所在地） | 募集戸数 | 間取り（専用面積） | エレベーター | 階数 | 交通機関 | 使用料（円） | 建築年度 | 事故内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 81 | **伊興町本町第2**（伊興4－12）<br>※令和10年度中に1～2か月程エレベーター改修工事があります。 | 1 | 3DK（55㎡） | 有 | 4階建の4階 | 東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「竹ノ塚駅」下車徒歩約12分 | 27,500～53,900 | 昭和59 | 不詳の死8日後発見 |

# 都営住宅（地元割当）・区営住宅の入居資格【家族】

単身者向の入居資格は、10・11ページをご覧ください。
**申込書配布期間に、次の１～５のすべてにあてはまることが必要です。**

## 1 申込者が足立区内に居住していること（区営住宅は継続して1年以上）

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が都営・区営住宅使用許可後の名義人です。

（1）申込者が足立区内に居住する成年者で、そのことが住民票等で証明できること。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる１８歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
※成年者（１８歳以上）・・・平成２０年１１月２８日以前生まれの方
**※区営住宅については上記に加え、申込者が足立区内に申込日まで継続して１年以上（令和７年１１月２８日以前から）居住していることが住民票等で証明できること。**

（2）外国人については、（1）のほかに申込書配布期間から審査日まで、継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票等で証明できること。
ア　特別永住者およびその配偶者等
イ　中長期在留者（「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」）
ウ　中長期在留者（イ以外の在留資格）ただし申込書配布期間において、在留実績が継続して１年以上あること（令和７年１１月２８日以前から在留していること）

## 2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営・区営住宅に入居する親族です。
同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

※同居親族には、「足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」もしくは「東京都パートナーシップ宣誓制度」による証明書を受けたパートナーシップ関係にある（以下、「パートナー」という。）方を含みます。

（1）申込書配布期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。

（2）（1）のほか、次の方は申込みができます
ア　入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
イ　内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ資格審査のときに続柄欄が「未届の夫（または妻）」と記載されている住民票を提出できること。
ウ　パートナーとの申込みは、資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。

（3）現在別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア　（2）にあてはまる方
イ　申込書配布期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること）。
ウ　同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族等から扶養されていない方で、2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が9ページの④高齢者世帯または⑤心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。

（4）同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者または中長期在留者で、上記（1）～（3）のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票等で証明できること。

（5）上記（1）～（4）にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

**※ 申込書を提出した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込書配布期間に生まれてない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営・区営住宅に入居できます。**

# 3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の所得の合計が、12ページの所得基準表の家族人数に応じた所得基準の範囲内であること。→12～18ページを参考にして、世帯の所得をお確かめください。

# 4 住宅に困っていること

土地や建物の所有者、公的住宅の名義人がいないこと

（1）申込者および同居親族に、土地または建物の所有者（共有持分がある方、借地上に建物を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込むことができます。

ア　著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難と認められる建物を所有している方で、その建物を取り壊す予定であること。なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後２か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ　差押、正当な理由による立退要求等により土地または建物の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。なお、資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

（2）申込者および同居親族に、公的な住宅（ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまるときは申込みできます。

ア　ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等の入居者（名義人を含めた世帯）は、次の区分①～⑨のいずれかにあてはまる場合は、申込むことができます。

イ　公営住宅等（都営住宅・区営住宅等）の入居者（名義人を含めた世帯）は、次の区分⑧～⑩のいずれかにあてはまる場合は、申込むことができます。

| 住宅 | 区　分 | 資　格　要　件 |
|---|---|---|
| ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等 | ①家賃が高い | 家賃（共益費を除く。）の負担月額が世帯の年間総収入額（事業所得の場合、所得を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること |
| | ②ＵＲ賃貸住宅・公社住宅の建替 | 現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること→資格審査のときにＵＲ・公社からの証明書等で証明できることが必要です。 |
| | ③ひとり親世帯（母子・父子世帯） | 申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方【住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方】、婚約者およびパートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること |
| | ④高齢者世帯 | 申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること<br>ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方【住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方】、婚約者およびパートナーを含む。）<br>イ おおむね60歳以上の方（申込書配布期間に57歳以上の方）<br>ウ 18歳未満の児童 |
| | ⑤心身障がい者世帯 | 申込者または同居親族が次のいずれかにあてはまること<br>ア 身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障がい者<br>イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～３度）<br>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）<br>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障がい者 |
| | ⑥多子世帯 | 同居親族に18歳未満の児童が３人以上いて、その児童の全員が都営または区営住宅に入居できること |
| | ⑦生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯 | 申込書配布期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること |
| 公営住宅等 | ⑧住宅が狭い | 居住している住宅の住戸専用面積が次ページの入居資格基準表にあてはまること |
| | ⑨通勤時間が長い | 通勤時間が片道90分以上かかる場合で、都営または区営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間片道60分以上かかっていれば対象とします。 |
| | ⑩居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす | 歩行障がいが著しい高齢者または障がい者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること<br>※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみ（6・7ページの住宅一覧の仕様等欄に記載）。 |

**※木造または簡易耐火構造の公営住宅、あるいは浴室のない公営住宅に入居されている方は、上の区分に該当しない場合でも申込むことができます。**

※表中の18歳未満の方とは　平成20年11月21日以降生まれの方
※表中の20歳未満の方とは　平成18年11月21日以降生まれの方
※表中の57歳以上の方とは　昭和44年11月28日以前生まれの方
※表中の60歳以上の方とは　昭和41年11月28日以前生まれの方

# 5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

# 都営住宅(地元割当)・区営住宅の入居資格【単身者】

家族向の入居資格は、８・９ページをご覧ください。
**申込書配布期間に、次の１～６のすべてにあてはまることが必要です。**

## １ 足立区内に継続して3年以上居住していること

令和５年１１月２８日以前から、申込日まで足立区内に継続して３年以上居住している成年者で、そのことが住民票等で証明できること。外国人については、特別永住者または中長期在留者で継続して審査日までの在留資格も確認できること。
※成年者（１８歳以上）…平成２０年１１月２８日以前生まれの方

## ２ 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

（１）配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。
（２）現に同居または別居いずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記（３）にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
（３）同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
ア 同居している親族全員が、申込み後から資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地への転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
※ 遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道２時間以上かかる地域をいいます。
イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表にあてはまること。

| | 居住人数 | 住戸専有面積（壁芯） | 居住人数 | 住戸専有面積（壁芯） |
|---|---|---|---|---|
| 入居資格基準表 | ２人 | ３０㎡未満 | ５人 | ５７㎡未満 |
| | ３人 | ４０㎡未満 | ６人 | ６６.５㎡未満 |
| | ４人 | ５０㎡未満 | ７人 | ７６㎡未満 |

☆壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専有面積で、一般的な算出方法です。
☆住戸専有面積には、ベランダ・バルコニーは含みません。

## ３ 次の資格要件のいずれかにあてはまること

| | | |
|---|---|---|
| 資格要件 | 60歳以上 | 60歳以上（昭和41年11月28日以前の生まれ）であること |
| | 身体障がい者 | 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者であること |
| | 精神障がい者 | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）であること |
| | 知的障がい者 | 知的障がい者で上記の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）であること |
| | 生活保護または中国残留邦人支援給付受給者 | 生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること |
| | 海外からの引揚者 | 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること（区内居住が継続して３年未満でも可）<br>※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦の伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。 |
| | ハンセン病療養所入所者等 | ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること |
| | ＤＶ被害者 | 配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む）から暴力を受けた被害者で①または②にあてはまること<br>①配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して5年以内<br>②配偶者等に対し、裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内 |

# 4 所得が定められた基準内であること

申込者の所得が、１２ページの所得基準表の家族人数に応じた所得の範囲内であること。
☆ 所得の計算方法等については１２～１８ページでお確かめください。

# 5 住宅に困っていること

土地や建物の所有者、公的住宅の名義人でないこと

（1）土地または建物の所有者（共有持分がある方、借地上に建物を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込むことができます。

ア　著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難と認められる建物を所有している方で、その建物を取り壊す予定であること。
なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後２か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ　差押、正当な事由による立退要求等により土地または建物の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）
なお、資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

（2）公的な住宅（ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人でないこと。
ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

ア　ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等の入居者（名義人）は、次の区分①～⑥のいずれかにあてはまる方は、申込むことができます。

イ　公営住宅等（都営住宅・区営住宅等）の入居者（名義人）は、次の区分⑥･⑦のいずれかにあてはまる方は、申込むことができます。

| 住宅 | 区　分 | 資　格　要　件 |
|---|---|---|
| ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等 | ① 家賃が高い | 家賃（共益費を除く）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、所得を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の 20%以上であること |
| | ② ＵＲ賃貸住宅・公社住宅の建替 | 現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること<br>→資格審査のときにＵＲ・公社からの証明書等で証明できることが必要です。 |
| | ③ 高齢者 | 60 歳以上（昭和 41 年 11 月 28 日以前生まれ）であること |
| | ④ 心身障がい者 | 申込者が次のいずれかにあてはまること<br>ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～ 4 級の障がい者<br>イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～ 3 度）<br>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）<br>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障がい者 |
| | ⑤ 生活保護または中国残留邦人支援給付受給者 | 申込書配布期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること |
| 公営住宅等 | ⑥ 通勤時間が長い | 通勤時間が片道 90 分以上かかる場合で、都営または区営住宅に入居することにより片道 30 分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間片道 60 分以上かかっていれば対象とします。 |
| | ⑦ 居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす | 歩行障がいが著しい高齢者または障がい者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること<br>※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみ（６・７ページの住宅一覧の仕様等欄に記載）。 |

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、あるいは浴室のない公営住宅に入居されている方は、上の区分に該当しない場合でも申込むことができます。

# 6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第六号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

# 所得基準

世帯の所得が家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。
次のページの手順にしたがって、家族人数および世帯の所得を計算し、次の所得基準表にあてはまるかお確かめください。

## ●所得基準表

| 家族人数（遠隔地扶養者を含む） | 所得区分（※） | |
|---|---|---|
| | 一　般　区　分 | 特　別　区　分 |
| 1人 | 0 ～ 1,896,000 円 | 0 ～ 2,568,000 円 |
| 2人 | 0 ～ 2,276,000 円 | 0 ～ 2,948,000 円 |
| 3人 | 0 ～ 2,656,000 円 | 0 ～ 3,328,000 円 |
| 4人 | 0 ～ 3,036,000 円 | 0 ～ 3,708,000 円 |
| 5人 | 0 ～ 3,416,000 円 | 0 ～ 4,088,000 円 |
| 6人 | 0 ～ 3,796,000 円 | 0 ～ 4,468,000 円 |

・家族人数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

**※所得区分について**　一般区分の額は、下の要件のいずれにもあてはまらない世帯に適用します。
特別区分の額は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

### 心身障がい者を含む世帯

申込者または同居親族が次のいずれかにあてはまること

① 身体障害者手帳の交付を受けている**1級～4級**の障がい者

② 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で**1度～3度**）

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている**1級・2級**の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）

④ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表**第1号表ノ3の第1款症以上**の障がい者

### 60 歳以上の世帯

申込者が60歳以上（昭和41年11月28日以前生まれ）であり、かつ同居親族全員が、次のアまたはイのいずれかにあてはまること

ア 60歳以上

イ 18歳未満の児童（平成20年11月21日以降生まれ）

### 高校修了期までの子どものいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある方（平成20年４月２日以降生まれ）がいること

### 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者または同居親族に**厚生労働大臣の認定書**（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること（過去に交付を受けていた方を含む）

### 海外からの引揚者を含む世帯

申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること

### ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること

## 世帯の所得　計算表

１３～１７ページを参考に計算した**世帯全員の所得を合計（下表（A））**し、上記の所得基準表の範囲内かお確かめください。その所得基準を超える場合、１８ページを確認し、該当する**特別控除の合計（下表（B））**を差し引き、上記の所得基準表の範囲内かお確かめください。

| 所得がある方の名前 | **①所得**<br>マイナスになる場合は0円と記入 |
|---|---|
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| **世帯全員の所得の合計（A）** | 円 |

－

| **②特別控除**（１８ページ参照） | |
|---|---|
| 老人扶養・特定扶養、(特別)障害者控除 | |
| 計　　円 | |
| 寡婦・ひとり親控除 | |
| 円 | |
| **特別控除の合計（B）** | |

＝

| **世帯の所得**<br>（A）－（B） |
|---|
| |

# 所得基準の確認方法

以下の手順にしたがって、家族人数と世帯の所得を計算し、前のページの所得基準表の範囲内かお確かめください。

**家族人数**を計算…下の **1　家族人数は何人ですか？**

↓

**ひとりずつの所得の種類**を確認…下の **2　申込者および同居親族それぞれの所得の種類はどれですか？**

**ひとりずつの所得**を計算…次のページの **3　申込者および同居親族ひとりずつの所得を計算しましょう**

**世帯全員の所得**を記入…12 ページの下の **世帯の所得計算表** の表の「①所得」に記入

↓

**世帯全員の所得**が前のページの所得基準の範囲内の場合

↓

これ以上の計算は不要です。

**世帯全員の所得**が、前ページの所得基準を超える場合

↓

**特別控除**を確認……18ページ
**特別控除**を記入……該当する特別控除を 12 ページ下の表「②特別控除」に記入
**世帯の所得**を計算…12 ページ下の表で、**世帯全員の所得の合計（A）**から**特別控除の合計（B）**を差し引く。

↓

**世帯の所得**が前のページの所得基準の範囲内か確認する。
**※所得基準を超える場合は申込みできません。**

## 1　家族人数は何人ですか？

所得基準表（前のページ）の家族人数とは

申込者（1人）＋同居親族数（　　人）＋遠隔地扶養者数★（　　人）＝家族人数（　　人）

この人数で12ページの所得基準表をみます。

※妊娠中の方がいる場合、申込書配布期間に生まれていない子は同居親族数には含めることはできませんが、出生後は都営住宅または区営住宅に入居できます。

**★遠隔地扶養者数とは…**申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で都営住宅または区営住宅には入居しない方をいいます。
例えば、離れて住んでいる両親を扶養しているような場合などです。
会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。

## 2　申込者および同居親族それぞれの所得の種類はどれですか?

**給与所得**
給与、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

**事業等所得**
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

**年金所得**
厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金、企業年金などの所得です。遺族年金・障害年金の所得は０円です。個人年金は雑所得です。

## 3　申込者および同居親族ひとりずつの所得を計算しましょう

**所得計算上の注意**

●計算の対象としないもの　※次にあてはまる収入については**所得を０円**とします。
- 遺族年金、障害年金
- 仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料や支援給付金等の非課税所得
- 退職金等の一時的な所得

●２種類以上の収入がある場合
ひとりで２種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得を計算してから合計します。

都営住宅・区営住宅の所得の入居資格の有無は、**原則として「前年の所得」**により判断します。前年の世帯の所得が所得基準を超える場合で、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があるため、現在の所得が減少している方については**「現在の所得」**によることができます。

**以下の手順にしたがって、申込者および同居親族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。**

### 昨年1 月1 日から現在までの間に退職・廃業した仕事がありますか？

※「結婚するため」または「現在妊娠中で出産するため」のいずれかの理由により、申込月の２か月後の月末までに退職することが申込書配布期間に確定しているまたは病気等で休職のため申込書配布期間まで収入がなく資格審査日まで退職する見込みがある場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを資格審査のときに証明できることが必要です。

**ない**

**ある**

### 退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入（12ヵ月分に推定）と比較してください。

| | 前年 | | 現在 | |
|---|---|---|---|---|
| 例１ | A 社で仕事 | → 退職 → | 再就職Ｂ社 | ⇒ 前年の所得と B 社の所得を比較する。 |
| 例２ | 自営業 | → 廃業 → | 年金受給開始 | ⇒ 前年の所得と年金を比較する。 |
| 例３ | C 社で仕事 | → 退職 → | 無職・無収入 | ⇒ 現在収入がないため計算は不要です。 |

**減少していない**

**減少している**

### 「前年の所得」を計算する

・次のページの**【「前年の所得」を計算する】**へすすみ 、収入のある方ひとりひとり別々に所得の計算を行ってください。

・計算した所得を１２ページ下の表**「①所得」**に記入してください。

### 「現在の所得」を計算する

・次ページ**【「現在の所得」を計算する】**へすすみ、所得を計算してください。

ただし、現在得ている収入の中に、前年１月１日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。

・収入のある方ひとりひとり別々に所得計算を行ってください。

・計算した所得を１２ページ下の表**「①所得」**に記入してください。

# 「前年の所得」を計算する

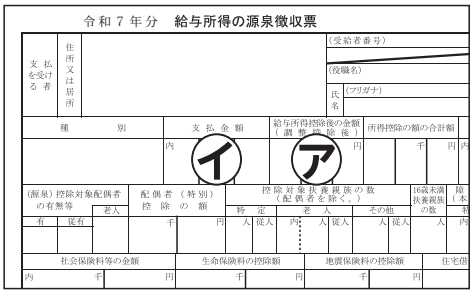
収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

## 1 前年の【給与所得】を計算する

・昨年１月から１２月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。
・「都営・区営住宅の所得」は、税法上の所得から100,000円を控除したものです。

### （1） 1枚の源泉徴収票に、前年の全ての収入が記載してある場合

給与所得控除後の金額㋐の欄に記入されている額が税法上の所得です。この額から100,000円差し引いた額が「都営・区営住宅の所得」です。




### （2） 2枚以上の源泉徴収票がある場合

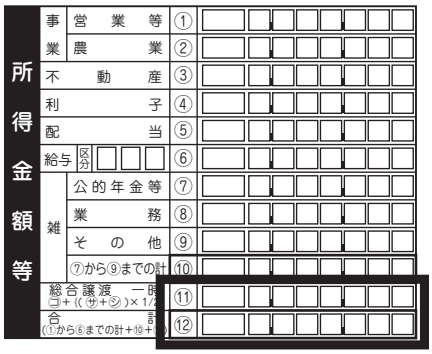
全ての源泉徴収票の㋑支払金額の合計額を１６ページ２の表の「収入額」にあてはめて「都営・区営住宅の所得」に換算してください。

### （3） 源泉徴収票がない場合

１６ページ**【給与収入から給与所得を計算する】**の手順にしたがって「都営・区営住宅の所得」を計算してください。

## 2 前年の【事業所得】を計算する

・昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得を確認してください。⑫から⑪を差し引いた額が所得です。
・確定申告していない場合は１７ページ**【事業等所得を計算する】**の表を利用して昨年１月から１２月までの所得を計算してください。資格審査のときには確定申告していることが必要です。
※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を１6ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営・区営住宅の所得」に換算してください。




## 3 前年の【年金所得】を計算する

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。
この額と年齢を１７ページ**【年金収入から年金所得を計算する】**の表にあてはめて「都営・区営住宅の所得」に換算してください。




# 「現在の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

## 1 現在の【給与所得】を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。
１６ページ**【給与収入から給与所得を計算する】**の手順にしたがって「都営・区営住宅の所得」を計算してください。なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得を０円とします。

## 2 現在の【事業等所得】を計算する

１７ページ【事業等所得を計算する】の表を利用して、１２か月分の所得を計算してください。
すでに廃業した事業については所得を０円とします。

## 3 現在の【年金所得】を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。
年金証書や年金決定通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を１７ページ**【年金収入から年金所得を計算する】**の表にあてはめて「都営・区営住宅の所得」に換算してください。

# 【給与収入から給与所得を計算する】

## 1　はじめに、給与収入を計算する

| ① 働いた年月 | ② 給与（諸手当を含む） | ③ 賞与 |
|---|---|---|
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 年　月 | | |
| 合計　か月（A） | 円（B） | 円（C） |

④ 給与計（B） ／ 働いた月数（A） × 12 ＋ 賞与計（C） ＝ 12か月分の収入額

### 計算上の注意

①働いた年月

月の途中から仕事を始めた場合は、その月は「働いた年月」に含めないでください。

②給与（諸手当を含む）

基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、交通費、定期代などの課税対象外の収入は除いてください。

③賞与

④12か月分の収入額の計算

・働いた月数（A）が12か月ある場合は、給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です。
・働いた月数が12か月ないときは、平均月額を12倍して見込みの収入額を計算します。
・申込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

※仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してください。

★「前年の所得」を計算する場合
前年1月から12月までの実際の収入を合計してください。給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です。

## 2　次に、上記で計算した収入を「都営・区営住宅の所得」に換算する

| 12か月分の収入額 | 税法上の所得 | | 都営・区営住宅の所得 |
|---|---|---|---|
| 651,000円未満 | 所得は0円 | | 0円 |
| 651,000円以上<br>1,900,000円未満 | 12か月分の収入額 − 650,000円 | | 税法上の所得<br>−100,000円 |
| 1,900,000円以上<br>3,604,000円未満 | ●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。<br>12か月分の収入額 ÷ 4 ＝ A<br>→Aの1,000円未満を切り捨てた額＝B<br>→Bを右の計算式にあてはめてください。 | B ×2.8−80,000円 | |
| 3,604,000円以上<br>6,600,000円未満 | | B ×3.2−440,000円 | |
| 6,600,000円以上<br>8,500,000円未満 | 12か月分の収入額× 0.9 − 1,100,000円 | | |

**●「都営・区営住宅の所得」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください**

計算した「都営・区営住宅の所得」を12ページ下の表**「①所得」**欄に記入してください。

## 【事業等所得を計算する】

| ① 営業した年月 | ② 収入 － 必要経費 ＝ 所得 | |
|---|---|---|
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 年　月 | － | ＝ |
| 合計　か月（A） | 所得金額計 | 円（B） |

③ 所得の合計（B） ／ 営業した月数（A） × １２ ＝ 12か月分の所得

計算上の注意

①営業した月数

②月別の所得

③所得の計算

・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得を計算してください。

・申込みする月の前月からさかのぼって12か月分の所得を計算してください。

・現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

★「前年の所得」を計算する場合

前年1月から12月までの実際の所得を計算してください。収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得です。

計算した所得を12ページ下の表**「①所得」**欄に記入してください。

## 【年金収入から年金所得を計算する】

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営・区営住宅の所得」に換算してください。
年金を受け取っている方が 2 人以上いる場合は、ひとりずつ個別に換算してください。

| 本人の年齢 | 年金収入額 | 税金上の所得 | 都営・区営住宅の所得 |
|---|---|---|---|
| **65 歳以上**（昭和36年11月28日以前の生まれ） | 1,100,000円まで | 所得は 0 円 | 0 円 |
| | 1,100,001円～3,299,999円 | 年金収入額 － 1,100,000 円 | 税法上の所得 －100,000 円 |
| | 3,300,000円～4,099,999円 | 年金収入額 × 0.75 － 275,000 円 | |
| **65 歳未満**（昭和36年11月29日以降の生まれ） | 600,000円まで | 所得は 0 円 | 0 円 |
| | 600,001円～1,299,999円 | 年金収入額 － 600,000 円 | 税法上の所得 －100,000 円 |
| | 1,300,000円～4,099,999円 | 年金収入額 × 0.75 － 275,000 円 | |

「所得」が計算によりマイナスになる場合は、０円としてください。

計算した「都営・区営住宅の所得」を12ページ下の表**「①所得」**欄に記入してください。

# 特別控除について

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得から特別控除額を差し引くことができます。

## 1 申込者および同居親族の合計所得から差し引くもの

申込者・同居親族・遠隔地扶養者に次の「特別控除が受けられる方」にあてはまる方がいるかお確かめください。

| 控除の種類 | 控除の金額 | 特別控除を受けられる方 | 備考 |
|---|---|---|---|
| (ア) 老人扶養控除 | 1人につき10万円 | 所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方 | (エ)の特別障害者控除を受ける方は(ウ)の障害者控除をあわせて受けることはできません。 |
| (イ) 特定扶養控除 | 1人につき25万円 | 所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方 | |
| (ウ) 障害者控除 | 1人につき27万円 | 1．愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方<br>2．精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方<br>（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）<br>3．身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方<br>4．戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方<br>5．65歳以上の方で1･3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方 | |
| (エ) 特別障害者控除 | 1人につき40万円 | 1．愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方<br>2．精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で１級の方<br>（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）<br>3．身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方<br>4．戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方<br>5．精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く方<br>6．原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方<br>（過去に交付を受けた方を含む）<br>7．常に就床を要し、複雑な介護を要する方<br>8．65歳以上の方で1･3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方 | |

１の特別控除額の合計 ［　　万円］ １２ページ下の表**「②特別控除」**欄へ

## 2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者・同居親族に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるかお確かめください。
ただし、その方の所得が特別控除額よりも少ない場合は、その所得と同額のみ差し引きます。

| 控除の種類 | 控除の金額 | 特別控除を受けられる方 |
|---|---|---|
| (オ) 寡婦控除 | 27万円 | ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有し、かつ所得が 500 万円以下であること。<br>② 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、所得が 500 万円以下であること（扶養親族または生計を一にする子がいない方もあてはまります） |
| (カ) ひとり親控除 | 35万円 | 現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、生計を一にする子を有し、かつ所得が 500 万円以下であること |

・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および所得が５８万円以下であることが必要です。

※（カ）ひとり親控除に該当する方は、（オ）寡婦控除の適用はありません。

２の特別控除額の合計 ［　　万円］ １２ページ下の表**「②特別控除」**欄へ

※ 表中の１６歳以上２３歳未満の方とは平成１５年１１月２１日～平成２２年１１月２８日生まれの方
※ 表中の６５歳以上の方とは昭和３６年１１月２８日以前生まれの方
※ 表中の７０歳以上の方とは昭和３１年１１月２８日以前生まれの方

# 児童養護施設・自立援助ホーム
# 退所・退所予定者《定期使用住宅》

## 定期使用住宅（区営住宅）について

**区内の児童養護施設または自立援助ホームの退所者もしくは退所予定者を対象**に、施設での共同生活から、地域の中での自立生活へステップアップする支援として、区営住宅をお貸しするものです。なお、この「定期使用住宅」は、あらかじめ５年の入居期間が設定されており、５年に限り入居できる住宅です。したがって、この募集により入居される方は、５年を経過した後には住宅を返還しなければなりません。

## 1 募集する区営住宅について

（1）居室内は、一部補修を行っております。

（2）すべて浴槽付です。

（3）交通機関の「バス停」は、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

## 2 入居資格について

※都営住宅（地元割当）・区営住宅の単身者向の入居資格と共通のものについては、以下で該当ページを示していますので、ご確認ください。

（1）申込者が足立区内に居住していて、そのことが住民票で確認できること（外国人については在留資格も確認できること。）。

（2）申込者が満18歳から満23歳までであること(平成14年11月21日～平成20年11月28日生まれの方)。

（3）足立区内の児童養護施設または自立援助ホームの退所者もしくは退所予定者であること。

（4）配偶者がいないこと、かつ、単身で居住していること（10 ページの２参照)。

（5）所得が定められた基準内であること（12 ページの所得基準表参照。所得の計算方法については、12～18 ページ参照)。

（6）住宅に困っていること（11 ページの５参照)。

（7）暴力団員でないこと（11 ページの６参照)。

## 3 区営住宅の使用料について

（1）使用料の欄には、１２ページの所得基準表にある一般区分と特別区分の使用料のうち、最低金額と最高金額を記載しています。

（2）記載されている使用料は、募集のしおりを作成した時点での額です。入居時には改定されている場合があります。

（3）毎年６月の収入報告により認定された世帯の所得、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数に応じて、翌年４月からの使用料を決定します。

（4）所得が一定基準以下の世帯等は、申請により使用料を減額する制度があります。

## 4 区営住宅の入居時期について

令和９年４月以降の予定です。

**黄色の申込書**

## 定期使用住宅【区営住宅】　※単身者向のみ

※一般の単身者向の入居資格とは異なりますので、ご注意ください（上記２参照)。

| 申　込<br>地区番号 | 住宅名<br>（所在地） | 募集<br>戸数 | 間取り<br>（専用面積） | エレベーター | 階数 | 交通機関 | 使用料（円） | 建築<br>年度 | 仕様等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 101 | **新田三丁目**<br>（新田３－17） | 若干 | 1DK<br>（34㎡） | 有 | 6階建の<br>1～6階 | JR「王子駅」から<br>都バス「新田三丁目」下車<br>徒歩約１分 | 17,900～<br>35,100 | 令和<br>6 | バリアフリー仕様 |

# 区営住宅等次回募集予定日程

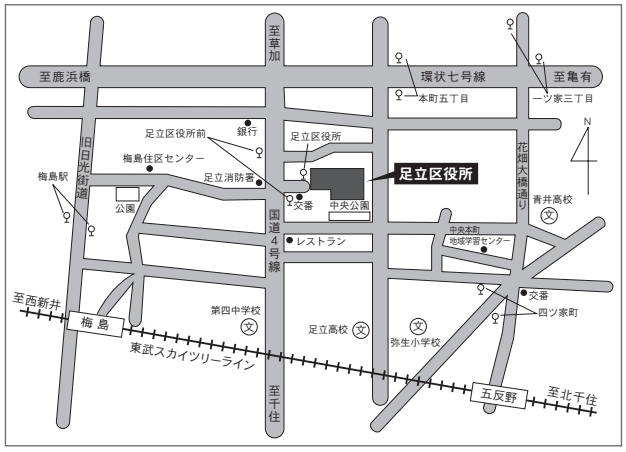
| 募　集　住　宅 | 募　集　日　程 | 申込書配布場所 |
|---|---|---|
| 区営シルバーピア（単身者向） | 令和９年２月１７日（水）<br>～２５日（木）（予定） | 足立区役所<br>住宅課（４階）<br>戸籍住民課（１階）<br><br>各区民事務所 |
| 都営シルバーピア地元割当<br>（単身者向・二人世帯向）<br>※割当があった場合実施します。 | | |
| 区営住宅（単身者向・家族向）<br>※単身者向がない場合もあります。 | 令和９年５月２１日（金）<br>～２８日（金）（予定） | |
| 都営住宅地元割当<br>（単身者向・家族向）<br>※割当があった場合実施します。 | | |

# 都営・区営住宅の年間募集予定

| 募　集　住　宅 | | 募　集　期　間 | 対　象　世　帯 | お　問　合　せ　先 |
|---|---|---|---|---|
| 都営住宅 | 定期募集 | ５月上旬　１１月上旬 | 世帯向（家族･単身者）<br>若年夫婦･子育て世帯(ひとり親世帯含む)向（定期使用住宅） | 東京都住宅供給公社<br>都営住宅募集センター<br>０３（３４９８）８８９４<br>テレホンサービス<br>０３（６４１８）５５７１<br>※毎月募集について詳しくは公社ホームページ<br>https://www.to-kousya.or.jp/<br>をご覧ください。 |
| | 定期募集 | ８月上旬　２月上旬 | 家族向（ポイント方式）・単身者向・シルバーピア | |
| | 毎月募集 | 毎月中旬から下旬 | 結婚予定者向等<br>単身者向（不定期） | |
| | 随時募集 | 随時 | 家族向<br>単身者向（不定期） | 東京都住宅供給公社<br>随時募集専用ダイヤル<br>０３（５４６７）９２６６ |
| 区営住宅<br>都営住宅（地元割当） | 定期募集 | ５月下旬　１１月下旬 | 家族向・単身者向 | 足立区　住宅課　住宅管理係<br>下記参照 |
| | | ８月下旬　２月下旬 | シルバーピア | |

※ 募集期間、募集の内容等については、今後変更することもあります。

※ このしおりに同封されている申込書で取得した個人情報は、募集業務以外には利用しません。なお、資格審査時に提出していただく書類等により取得した個人情報は、都営・区営住宅入居後の都営・区営住宅等管理業務において利用させていただきますのでご了承願います。





〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番１号

**足立区役所　中央館４階**

**住宅課　住宅管理係**

**TEL　03（3880）5938（直通）**

**FAX　03（3880）5615**

足立区ホームページ

（https://www.city.adachi.tokyo.jp/）


※申込書配布期間中、募集のしおり・申込書を掲載しています。


リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。